相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区大和大路通四条下る四丁目小松町五七二番地の一五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊東みよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

事務所京都市中京区高倉夷川上る福屋町七三〇水琴庵二Ｂわかば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岩永　達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市坂下二五二九番地、最後の住所京都市南区上鳥羽鍋ケ淵町二六番地の一　誠志荘　被相続人　亡　吉村　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

京都市東山区東大路渋谷上る鐘鋳町四一四番地二アサヒビル二〇一号ひいらぎ司法書士事務所

相続財産管理人　淺井こと　門田美貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉佐野市西本町四二四九番地、最後の住所大阪府泉佐野市西本町一六番五号　被相続人　亡　宇賀藤次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階　相続財産管理人　西村　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市太寺四丁目七四番地、最後の住所神戸市東灘区向洋町中七丁目二―一―五―四〇二　被相続人　亡　横田　奈美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

神戸市中央区八幡通四丁目一番三八号　東洋ビル九〇一号　井口司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　井口ひろみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所奈良県高市郡高取町大字壺阪三番地　養護盲老人ホーム慈母園

被相続人　亡　金澤こと　金　小石

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

事務所奈良県天理市川原城町六三〇番地　東川ビル二〇三号室

相続財産管理人　弁護士　藤井　茂久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県桜井市大字金屋三五一番地、最後の住所奈良県桜井市大字金屋三五二番地

被相続人　亡　井山　利次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

奈良県大和高田市大字大中一〇〇番地　フジヨシビル二階

相続財産管理人　弁護士　東海　伸晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市大安寺四丁目一〇一二番地の一、最後の住所奈良県奈良市大安寺四丁目一三番一号　被相続人　亡　徳本　禮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

奈良市大豆山突抜町一六番地

相続財産管理人　弁護士　中本　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市南区築港栄町二八番、最後の住所岡山市南区築港栄町二八番五号ポレスターブロードシティ岡山南二〇一号　被相続人　亡　井上　靖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

事務所岡山市北区南方二丁目八番二五号　大三ビル三階岡山合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上田　序子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県世羅郡世羅町大字青水五二三番地二、最後の住所広島県世羅郡世羅町大字小国二八六七番地一　被相続人　亡　和田　益美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十三日

事務所広島県三次市十日市南一―四―八　水本ビル四階

相続財産管理人　弁護士　前田　剛志

許可割賦販売業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社長野互助センター

代表者の氏名　代表取締役　井出　彰子

本店の所在地　長野県茅野市ちの三四四一番地一

二、許可の年月日　昭和四十九年九月二十六日

許可の失効の年月日　平成二十二年八月二十七日

三、営業保証金等の金額

①営業保証金の額　金十万円

②前受業務保証金の額　金六千三百七十五万円

四、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金等は取り戻されます。

平成二十三年五月二十三日

長野県茅野市ちの三四四一番地一

株式会社長野互助センター

代表取締役　井出　彰子

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第二六〇号　昭和四十九年二月二十八日

㈡　商号　牧野航空旅行株式会社

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　牧野航空旅行株式会社　札幌市中央区南一条西五丁目七番地　破産管財人　吉川　武

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　札幌市中央区南一条西五丁目七番地

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十三年四月十九日

四、当協会に預託した保証金等の額　二百四十万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、七千万円及び二百四十万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十三年五月二十三日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿